

大阪市規則第35号

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年大阪市規則第209号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>第18条 条例別表第2の16の項の市規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の市規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p><u>(3) 母子保健法第17条の2第1項の産後ケア事業の実施に関する事務</u> 次に掲げる情報</p> <p><u>ア 当該事業の実施に係る出産後1年を経過しない女子及び乳児に係る生活保護実施関係情報</u></p> <p><u>イ 当該事業の実施に係る出産後1年を経過しない女子及び乳児に係る市町村民税に関する情報</u></p> <p><u>ウ 当該事業の実施に係る出産後1年を経過しない女子に係る妊婦給付認定又は子ども・子育て支援法第10条の10の妊婦給付認定の取消しに関する情報</u></p> <p><u>エ 当該事業の実施に係る出産後1年を経過しない女子に係る子ども・子育て</u></p>	<p>第18条 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>[新設]</p>

支援法第10条の13第1項の届出に関する情報

オ 当該事業の実施に係る出産後1年を経過しない女子及び乳児に係る外国人生活保護実施関係情報

(4)・(5) [略]

第22条の2 条例別表第2の20の2の項の市規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の市規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

[(1)~(7) 略]

(8) 子ども・子育て支援法第30条の15第1項の乳児等支援給付認定（同条第2項に規定する乳児等支援給付認定をいう。以下同じ。）の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 次に掲げる情報

ア 子ども・子育て支援法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子ども（以下「支給対象小学校就学前子ども」という。）の保護者に係る児童福祉法第6条の4第1号の養育里親若しくは同条第2号の養子縁組里親の登録又は同条第3号の里親の認定に関する情報

イ 支給対象小学校就学前子ども又は当該支給対象小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者手帳の交付等に関する情報

ウ 支給対象小学校就学前子ども又は当該支給対象小学校就学前子どもと同一

(3)・(4) [同左]

第22条の2 [同左]

[(1)~(7) 同左]

[新設]

の世帯に属する者に係る精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する情報

エ 支給対象小学校就学前子ども又は当該支給対象小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

オ 支給対象小学校就学前子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

カ 支給対象小学校就学前子どもの保護者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報

キ 支給対象小学校就学前子どもの保護者に係る児童手当法第8条第1項の児童手当の支給に関する情報

ク 支給対象小学校就学前子ども又は当該支給対象小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(9) 子ども・子育て支援法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証に関する事務 前号に定める情報 [新設]

(10) 子ども・子育て支援法第30条の17第1項の乳児等支援給付認定の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 第8号に定める情報 [新設]

(11) 子ども・子育て支援法第30条の18第1項の乳児等支援給付認定の取消しに関する事務 第8号に定める情報 [新設]

(12) 子ども・子育て支援法第30条の20第1 [新設]

項の乳児等支援給付費又は同法第30条の
21第1項の特例乳児等支援給付費の支給
に関する事務 第8号に定める情報

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。